

認定・監査手数料の額及び支払い期日・方法

I. 認定及び変更認定 手数料

1 認定手数料（交通費を含む）

(1) 基本額 29,080円とする。

(2) 加算額 実地調査が1日を超える場合は、当該超過日数1日単位に12,920円を基本額に加算する。(ほ場検査日数積算基準を適用する。)

2 変更認定手数料（交通費を含む）

(1) 基本額 13,580円とする。但し実地調査を必要としないときは、6,860円とする。

(2) 加算額 実地調査が1日を超える場合は、当該超過日数1日単位に6,720円を基本額に加算する。(ほ場検査日数積算基準を適用する。)

3 支払い期日および支払い方法

申請者は認定申請書（認定変更申請書を含む）受理後に、手数料の請求があった日から14日以内に、1に定める金額を納入すること。ただし、1の(2)に定める加算額については、実地調査後請求があった日から14日以内に、市長の指定する金融機関口座に振り込むこと。

II. 監査手数料

1 監査手数料（交通費を含む）

(1) 基本額 16,680円とする。

(2) 加算額 実地調査が1日を超える場合は、当該超える日数1日単位に6,720円を基本額に加算する。(ほ場検査日数積算基準を適用する。)

2 支払い期日及び支払い方法

監査実施後手数料の請求があった日から14日以内に、市長の指定する金融機関口座に振り込むこと。

III. その他の費用

以下に示すものは費用を徴収しない。

1 鶴岡市が実施する生産行程管理者及び格付担当者に対する講習会費用

2 認定証の再交付に関する費用

3 実地調査及び監査、または緊急に実施する監査における再調査費用

4 クレーム処理規程に規定する緊急監査費用

5 財務諸表等の閲覧に関する手数料（ただし、コピー代等実費は申請者が負担すること）

ほ場検査日数積算基準

認定・監査手数料の額及び支払い期日・方法のⅠ１－（２）と、Ⅰ２－（２）、Ⅱ１－（２）に係る、現地調査に要する日数は原則として以下の表に基づき積算する。

但し、調査に要した日数が、この積算基準と異なった場合は、市長が、調査日数を決定することができる。

ほ場調査日数積算表

ほ場の大きさ (一筆当たりの面積)	生産行程管理者から対象ほ場までの距離	
	10km未満の場合	10km以上の場合
20a以上	3ha/日	2ha/日
20a未満	2ha/日	1ha/日

注)

- 1 ほ場の大きさが一筆当たり20a以上と20a未満が混在した場合は、「ほ場の大きさ20a未満」を適用する。
- 2 生産行程管理者から対象ほ場までの距離とは、生産行程管理者の住所から、各現地調査ほ場までの移動距離の合計とする。
- 3 生産行程管理者から対象ほ場までの距離が、10km未満の場合と10km以上の場合が混在した場合は、「生産行程管理者から調査ほ場までの距離10km以上の場合」として対応する。
- 4 市長は、積算日数基準と異なる調査日数を決定した場合は、その理由を申請者に説明するものとする。